

公益社団法人茨城県理学療法士会広告規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下「本会」という。）が発行する『インフォメーション』及び本会の『ホームページ』に広告を掲載する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

(掲載広告の種類及び広告掲載基準)

第2条 掲載する広告の種類及び掲載基準は、下記のとおりとする。

- (1) 研修会等の告知に関するもの（以下、「研修会等広告」という。）
 - ① 本会が主催、共催、後援、協賛する研修会等
 - ② 関東甲信越ブロック協議会が主催、共催、後援、協賛する研修会等
 - ③ 日本理学療法士協会が主催、共催、後援、協賛する研修会等
 - ④ 茨城県及び関東甲信越地域において、理学療法に関わる理学療法士が主催する研修会等
 - ⑤ 理学療法の知識・技術等の能力向上に寄与する研修会等
 - ⑥ その他本会の趣旨及び掲載基準に相応すると理事会で判断した研修会等
 - (2) 求人に関するもの（以下、「求人広告」という。）
 - ① 茨城県内において理学療法士を対象とするもの
 - ② 原則として、病院等の医療関係施設及び介護施設等からのリハビリテーションに関わる業務に従事する求人であるもの
 - (3) 本会賛助会員の広告（以下、「賛助会員広告」という。）。
なお、その掲載内容については、「会員規程」第12条第3号及び第4号に定めるところによるものとする。
- 2 前項による広告であっても、次の各号に該当する場合は掲載を行わない。
- (1) 公序良俗に反する恐れのあるもの
 - (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - (3) 本会が、広告主、その商品及びサービス等を保証、推奨又は指定しているかのような表現のあるもの
 - (4) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
 - (5) 人権侵害、差別、名誉毀損、業務妨害となる恐れのあるもの
 - (6) 法令・規則等に反するもの
 - (7) その他本会が掲載する広告として不適切と判断したもの

(掲載内容の責任の所在)

第3条 掲載された広告内容についての一切の責任は広告主が負うものとし、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(掲載の可否の判断及び申込み)

第4条 掲載の可否の判断は、研修会等広告については本会広報部が行い、求人広告及び賛助会員広告については本会庶務担当が行う。なお、掲載の申込みも、広報部又は庶務担当が行うものとする。

(広告掲載手続)

第5条 広告掲載の申込みは、本会ホームページ「広告申込み専用ページ」から行う。

2 広告文は申込者が作成し、Word 又はExcel ファイル及びPDF ファイルを添付して、別紙申込書により申し込む。

3 『インフォメーション』については、広告掲載申込みの受理及び掲載料振込の確認後に掲載する、原則として、直近発行の『インフォメーション』に掲載するものとし、申込みは、『インフォメーション』発行予定月前月の末日までに行うものとする。

4 『ホームページ』については、広告申込みの受理及び掲載料振込の確認後に掲載する、原則として、3～7日以内に掲載する。

(広告掲載期間)

第6条 ホームページにおける広告掲載期間は、求人広告は原則として3ヶ月間とし、更新を希望する場合は改めて申込みをするものとする。なお、求人広告については広告主から削除の連絡があった場合はその段階で広告掲載を削除するものとする。

2 研修会等広告については、掲載申込みのあった時から研修会等の終了日まで掲載し、終了後7日以内に削除するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料については別途定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則

この規程は平成28年 2月 9日から施行する。

「広告掲載規定」は廃止する。